

1 財政健全化法の概要

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めたものであり、策定された計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

2 健全化判断比率等の公表

財政健全化法より、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率等を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することとなりました。

公表することとなるのは、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標と公営企業ごとの「資金不足比率」です。

地方公共団体は、健全化判断比率の数値により、「健全段階」「早期健全化段階（イエローカード）」「財政再生段階（レッドカード）」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれ財政健全化計画や財政再生計画を策定し、速やかに公表するとともに、総務大臣等へ報告し、財政の健全化を図ることになります。

また、資金不足比率の数値により、「経営健全化基準」以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、速やかに公表するとともに、総務大臣等へ報告し、経営の健全化を図ることとなります。

3 健全化判断比率及び資金不足比率の各指標について

(1) 実質赤字比率

一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示す標準財政規模で除したものの。

ある年度の赤字を解消できないと翌年度に繰り越され、翌年度においてその分の歳入確保及び歳出削減ができなければ、更に繰り越され赤字額が累積することとなります。

この比率が高いほど財政運営が深刻な状況となります。

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字額と黒字額を合算し、地方公共団体全体の歳出に対する歳入の資金不足額を地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示す標準財政規模で除したものの。

一般会計が黒字でも別の会計等に赤字があり経営状況が悪化すると、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計への負担も増大することとなり、財政運営に大きな影響を与えることとなります。

実質赤字比率同様この比率が高いほど財政運営が深刻な状況となります。

(3) 実質公債費比率

一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年の平均値。

一般会計における公債費と公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や一部事務組合等の公債費類似経費等公債費に準ずる経費を算出することで、その年度の歳出に占める公債費等の割合を示すものです。

この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まります。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することとなっている実質的な負債額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等の額を控除したうえで、その地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示す標準財政規模を基本とした額で除したもの。

この比率を算定するにあたっての将来負担額には、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額、地方公社及び損失補償している第三セクター等の負債のうち一般会計等の負担見込額等が含まれることとされています。

この比率が高い場合、当該団体の標準財政規模に比べて将来負担が大きいということとなり、今後財政運営が圧迫される可能性が高くなります。

(5) 資金不足比率

公営企業会計ごとに算定するもので、資金不足額（赤字額）を営業収益等から算出する公営企業の事業規模で除し、経営状況を判断するものです。

実質連結赤字比率同様に、公営企業会計に資金不足額（赤字額）があり経営状況が悪化すると、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計への負担も増大することとなり、財政運営に大きな影響を与えることとなります。

この比率が高くなるほど、料金収入等により資金不足額を解消することが難しくなるので、経営状況に問題があることとなります。

4 健全化判断比率及び資金不足比率の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。